

資生堂健康保険組合公告第 635 号

令和 3 年 10 月 1 日

資生堂健康保険組合

理事長 中村 実



## 公 告

### 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

#### 記

1. 令和 3 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額	344,083 円
----------------------------------	-----------

2. 令和 4 年度における平均標準報酬月額	第 24 等級 340,000 円
------------------------	-------------------

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 340,000 円に満たないときは資格喪失時の標準報酬月額とする。

3. 適用年月日および期間	令和 4(2022)年 4 月 1 日～ 令和 5 年(2023)3 月 31 日
---------------	--

以上